

第2 通信料

1 適用

通信料の適用については、第43条（通信料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 信 料 の 適 用					
(1) (削除)					
(2) 通信量等の測定等	<p>ア パケット通信モードに係る通信における課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。</p> <p>イ パケット通信モードに係る通信に関する料金は、当社が別に定める通信種別ごとの1料金月の課金対象パケットの総情報量について、128byteごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。</p>				
(3) 料金種別の選択等に伴う通信料の適用	<p>契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、第1（基本使用料）2（料金額）に規定する料金種別に対応する料金額を適用します。</p>				
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができるとき                      機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>イ ア以外のとき                      把握可能な実績に基づいて次表に規定する方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(イ) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間に日数を乗じて得た額</td> </tr> </table>	(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額	(イ) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間に日数を乗じて得た額
(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額				
(イ) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間に日数を乗じて得た額				
(5) 各種割引の適用等	<p>ア (1)から(4)欄の規定によるほか、契約者回線から行った通信に関する料金について、この1（適用）の規定に基づき適用（選択性による割引等の適用を除きます。）又は取扱いを行います。</p> <p>イ 当社は、契約者から届出があったときは、その契約者回線から行った通信に関する料金について、この1の規定に基づき選択制による割引等を適用します。</p> <p>ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく支障があるときは、その割引等の適用に関する契約者からの届出を承諾しないことがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。</p>				

2 料金額

当社が別に定めるところによります。